

山陽小野田市農業委員会

第19回

総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日午後1時45分から午後2時25分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員

	4	森 田 祐 三
	1 2	村 上 雅 彦

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 83号 農地法第3条 権利の移動

議案第 84号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 85号 現況証明願

報告第 33号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第 34号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 35号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 86号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊與木 登

事務局次長 藤 上 尚 美

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 19 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- 携帯電話・スマートフォンの電源を切っていただきますよう、よろしくをお願いします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席は森田委員と村上委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は 10 番池田委員と 11 番辻村委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 83 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。
- 議案第 83 号番号 58 について議案書をもとに説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。
- 申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公図は 3 ページをご覧ください。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 3 番 現地の報告をさせていただきます。
- 1 月 6 日に事務局 2 名と田中委員、私の 4 名で現地の確認を実施いたしました。
- 周辺の状況は、東側が道路で、北側には道路と宅地がありました。それ以外は耕作中の田でした。
- 申請地の状況は、耕作中の田でした。
- 譲渡人は遠方に居住しており、管理が困難なため、譲渡します。
- 譲受人は約 0.3ha を耕作中で、経営規模拡大のために取得します。
- 以上の事から特に問題ないと思います。
- 報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 83 号番号 58 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 59 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 83 号番号 59 について議案書をもとに説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 5 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、耕作中の田や保全管理中の田でした。

申請地の状況は、保全管理中の田でした。

譲渡人は相続したものの、管理が困難なため、譲渡するそうです。

譲受人は、1ha 以上を耕作しており、経営規模拡大のために譲り受けるとのことです。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 83 号番号 59 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 60 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 83 号番号 60 について議案書をもとに説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する農用地区域内農地および第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 7 ページから 9 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5 番

現地の報告をさせていただきます。

1月6日に事務局2名と藤井委員、私の4名で現地を確認しました。
申請地は保全管理中の農地でした。
その他特に問題はないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第83号番号60に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号61について事務局の説明を求めます。

局長 議案第83号番号61について議案書をもとに説明いたします。
10ページをご覧ください。
申請地は、 から へ約 kmに位置する農用地区域内農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は11ページをご覧ください。
本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
3番 現地を報告させていただきます。
周辺の状況は、北側の が太陽光発電設備となっており、それ以外は耕作中の田の中に休耕田がぽつぽつとありました。
申請地の状況は、耕作中で、譲受人と利用権が設定されていました。
譲渡人は後継者もおらず、今後も営農する予定もないことから譲渡するそうです。
譲受人は認定農業者で、20ha以上を耕作しており、農業機械等も揃っていることから特に問題ないと思います。

議長 以上で現地調査報告を終わります。
何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第83号番号61に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第84号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

16 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は17ページ、土地利用図は18ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、西側と南側が宅地、東側は保全管理中の田となっていました。

申請地の状態は草刈りがされており、保全管理中の田でした。

雨水処理に関しては、道路側溝へ自然流下で排水します。

汚水は発生しません。

埋め立ては行わずに整地のみとなっています。

申請地への進入路の位置は、17ページの図面で黄色に着色された部分からとなります。

境界に関しては、既設構造物、畦畔等で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら私から質問ですが、進入路の幅は何mですか。

3番 2m弱くらいですので、軽四でないと進入できないかと思います。

議長 わかりました、ちなみに周辺が住宅地となっていますが、その方たちには説明はしてあるのでしょうか。

局長 面積が1000㎡を超えておりますので、開発の届出が必要で、そちらの方と併せて行っておりますので、開発の届出の際に隣地への確認はしているかと思います。

議長 分かりました。

ほかに質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第84号番号111に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号112について事務局の説明を求めます。

局長 議案第84号番号112について議案書をもとに説明いたします。

19ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は20ページ、土地利用図は21ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第2種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長
5番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

申請地の周辺は、既に小規模な住宅地となっており、その一角です。

周辺の状況は、東側に県道、北側と南側が住宅地となっていました。

今回の申請では、1152㎡の内423㎡ほど分筆を行い、転用します。

周辺は既に宅地化が進んでおり特段問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第84号番号112に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第85号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の「現況証明願い」は4件です。

議案第85号番号28について、議案書をもとに説明いたします。

25ページをご覧ください。

申請地は から へ約 k mに位置する第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は26ページをご覧ください。

本件は、昭和50年頃、近隣住人からの依頼により、駐車場として造成したものです。

今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長
5番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

現地は事務局からも説明がありましたとおり、以前より駐車場として利用されています。

周辺の状況としては北側と西側に宅地、南側には公園のような広場がありました。

以上の事から農地性もなく、周囲への影響も少ないことから特に問題

ないと思います。

これで報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 85 号番号 28 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 29 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 85 号番号 29 について、議案書をもとに説明いたします。

27 ページをご覧ください。

申請地は■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 28 ページをご覧ください。

本件は、前所有者から取得した平成 19 年以前から自宅への進入路として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番 現地の報告をさせていただきます。

本件土地は圃場整備事業が実施され、換地が終わった後の地目変更登記がされておらず、現状に至ったものです。

かなり前から農地としての利用がされておらず、周辺への影響もないことから、非農地であると考えます。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 85 号番号 29 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 30 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 85 号番号 30 について、議案書をもとに説明いたします。

29 ページをご覧ください。

申請地は■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 30 ページをご覧ください。

本件は、前所有者から取得した平成 10 年以前から一部を近隣住人の

通路として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番 現地の報告をさせていただきます。

ここは昭和40年ごろから、現状のようになっておりまして、申請地の真ん中あたりに通路があり、近隣住民が通行しておりました。

周辺の状況は、南側には■■■■号線があり、北側が市道、東側は今では建屋はありませんが宅地、南側も宅地でした。

報告した通りに、現地は農地性は無く、その他特に問題となりそうなこともないことから非農地証明は妥当だと思います。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

1 4 番 無ければ私からの質問ですが、ここは舗装してあるのですか。
議長 家の近所ですが、中央部分が車1台分程度の幅は舗装してあります。分かりました。

ほかに質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第85号番号30に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号31について事務局の説明を求めます。

局長 議案第85号番号31について、議案書をもとに説明いたします。

31ページをご覧ください。

申請地は■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は32ページをご覧ください。

本件は、昭和57年頃隣地に住居を建てた際、造成し、一部を庭、残りを通路として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番 現地の報告をさせていただきます。

厚狭駅の南側、新幹線口の付近です。

昔の宅地開発の中で埋立を行い、現状は両側がブロックで仕切られた1.3m程度の幅の通路の一部になっていることから農地性は無いと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 85 号番号 31 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 33 号「水田埋立畑地造成事前申出について」事務局の説明を求めます。

局長

今月の水田埋立畑地造成事前申出は 1 件です。

報告第 33 号番号 4 について議案書をもとに説明いたします。

34 ページをご覧ください。

申出地は、■■■■から■■へ約 ■■ k m の農用地区域内農地です。

申出の内容は下表のとおりです。

公図は 35 ページ、土地利用図は 36 ページをご覧ください。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側に道路、それ以外は田となっていました。

現地の状況は、3 分の 1 程度埋立がされていました。

雨水処理に関しては自然流下で水路に排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理に関しては、0.2m から 1m ほど盛り土を行い、法面は芝貼りをするそうです。

申請地への進入路の位置は、図面北側の道路から直接進入できます。

境界に関しては畦畔等で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

なければ私から質問ですが、栗は既に植えてあったのですか。

局長

造成完了後に植えます。

議長

分かりました。

他に質問が無いようでしたら報告第 33 号番号 4 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 34 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 2 件です。

報告第 34 号番号 11 について議案書をもとに説明いたします。

38 ページをご覧ください。

届出地は、■■■■から■■へ約 ■■ k m の第 3 種農地です。

内容は下表のとおりです。

公図は 39 ページ、土地利用図は 40 ページを御覧ください。

事業終了後、原形復旧されます。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 34 号番号 11 は原案どおり処理いたします。

次に番号 12 について事務局の説明を求めます。

局長

報告第 34 号番号 12 について議案書をもとに説明いたします。

41 ページをご覧ください。

届出地は、 から へ約 k m の第 3 種農地です。

内容は下表のとおりです。

公図は 42 ページ、土地利用図は 43 ページを御覧ください。

事業終了後、原形復旧されます。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 34 号番号 12 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 35 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」

事務局の説明を求めます。

局長

44 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 84 および 85 の 2 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議をお願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 35 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 86 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

46 ページおよび 47 ページをご覧ください。

議案第 86 号「農用地利用集積計画」について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 1 番から 18 番までで、合計で 18 件、27 筆、50,904 m²でございます。

ご審議をお願いします。

議長

質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 86 号は原案どおり決定することとします。

局長

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
次回の現地調査は、2月5日(水)9時から、村上委員、國吉委員でお願いします。

議長

第20回総会は、2月13日(木)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。

以上をもちまして、第19回農業委員会総会を閉会いたします。
(起立、礼)
お疲れ様でした。

午後2時25分 閉会

令和 7 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

10番委員

議事録署名委員

11番委員
